

## 令和2年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和2年12月10日

- |       |              |   |
|-------|--------------|---|
| 日程第1  | 議案第75号       | 芸西村税条例の一部を改正する条例                              |
| 日程第2  | 議案第76号       | 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例                        |
| 日程第3  | 議案第77号       | 芸西村債権管理条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第4  | 議案第78号       | 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例                           |
| 日程第5  | 議案第79号       | 芸西村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第6  | 議案第80号       | 芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7  | 議案第81号       | 令和2年度芸西村一般会計補正予算(第4号)                         |
| 日程第8  | 議案第82号       | 令和2年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)                   |
| 日程第9  | 発議第5号        | 少人数学級の推進を求める意見書                               |
| 日程第10 | 発議第6号        | 「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書                         |
| 日程第11 | 閉会中の継続調査の申し出 |   |

招集年月日 令和2年12月10日(木)

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前8時59分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	出欠	職員	氏名	出欠
村長	溝渕 孝	○	副村長	池本 尚彦	○
教育長	池田 美延	○	監査委員	大野 美智子	欠
総務課長	都築 仁	○	会計管理者	筒井 義明	○
健康福祉課長	山本 裕崇	○	産業振興課長	岡村 昭	○
土木環境課長	松本 巧	○	企画振興課長	恒石 浩良	○
教育次長	佐藤 大輔	○	総務課長補佐	池田 豪	欠
健康福祉課長補佐	池田 加奈	欠	産業振興課長補佐	長崎 寛司	欠
企画振興課長補佐	藤川 薫	欠			

※新型コロナウイルスの感染防止対策として、次長・課長級以上の出席

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	吉永 卓史
--------	-------

## 【議事の経過】

令和2年12月10日（木）

[ 8 : 59 開会 ]

### 《開会》

○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和2年第4回芸西村議会定例会第2日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### 《諸般の報告》

○ 池田 廣 議長

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。12月9日に予定しておりました第2日目の一般質問につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、協議の結果、休会といたしましたので報告をいたします。以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

### 《日程第1》

○ 池田 廣 議長

日程第1、議案第75号芸西村税条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第75号は原案のとおり決定しました。

### 《日程第2》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第2、議案第76号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第76号は原案のとおり決定しました。

### 《日程第3》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第3、議案第77号芸西村債権管理条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 77 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 77 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 4》

○ 池田 廣 議長

次に、日程第 4、議案第 78 号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 78 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 78 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 5》

○ 池田 廣 議長

日程第 5、議案第 79 号芸西村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 79 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 79 号は原案のとおり決定しました。

#### 《日程第 6》

○ 池田 廣 議長

日程第 6、議案第 80 号芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これから議案第 80 号を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第 80 号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第7》

### ○ 池田 廣 議長

日程第7、議案第81号令和2年度芸西村一般会計補正予算(第4号)を議題にします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。8番松坂充容君。

### ○ 松坂 充容 議員

8番松坂です。ふるさと納税の寄附について2点お伺いします。この補正予算に、今年度ふるさと納税寄附額の見通しとして19億5000万円余りが計上されました。この額は、昨年度実績の6億9000万円の3倍近くになります。村長はこの金額をどのように評価されるのか、まずお尋ねします。そして、また、この補正予算では、財政調整基金に3億4000万円、ふるさと応援基金に1億6000万円積み立て、そして別に財政調整基金に1億8300万円繰り戻しました。これらのものは来年度どのような使い方をしようと思っているのか、その考え方をお尋ねしたいと思います。

### ○ 池田 廣 議長

恒石企画振興課長。

### ○ 恒石 浩良 企画振興課長

おはようございます。松坂議員の質疑に担当課よりふるさと納税の状況についてご説明をしたいと思います。今回の補正予算につきましては、11月末日時点での本村へのふるさと納税が、9億6500万円に達することとなりました。12月にその年度の寄附の半数は集中することを踏まえ、12月から3月受け分までの収納見込み、及びそれに伴う返礼品費等の必要予算10億円を計上いたしております。今年度のふるさと納税の伸びの背景は、コロナ感染症の影響によるすごもり効果により、お金を使わない生活が継続しており、農産物や水産加工品が市場において供給過多状態となり、ネットショッピングや通販サイトにその商品が流れているという現状がございます。これを受けまして、主軸の通販サイトからふるさと納税サイトへも、このすごもり効果による行き場のないお金が回り、ふるさと納税市場全体で伸びが顕著となっております状況がございます。これら特殊な事情により、本村のふるさと納税も他市町村と同様に大幅な伸びを示している状況でございます。

### ○ 池田 廣 議長

都築総務課長。

### ○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。私のほうからは、寄附金の使い道についてのこれまでの実績等について、まずご説明させていただきます。寄附金の使途につきましては、9月の定例会の議員の質疑で、令和元年度決算でのふるさと応援基金の主な充当先事業と金額についてはご説明させていただいておりますので、こちらでの詳しい内容は省略しますが、そこでも、「寄附者の意向が反映されるよう配慮し、それぞれの分野・事業へ充当していること。また、充当先や金額については、一般的には予算編成の際、特定財源を充当し、残った部分に一般財源、財政調整基金等で調整させていただいており、ふるさと応援基金については、特定の設立趣旨を持っている特定基金と比べ、使途・目的が一つの分野に限られていないため、財源不足が生じている事業に充当させていただいている。」との内容の説明をさせていただきました。

議員におかれましては、以前にも「一般財源的、地方交付税的な財源とするのではなく、何らかの施策のレベルアップを図ってほしい。使い道について理念を決めて重点的にやっていくことが、村のイメージアップにつながる。」とのご意見をいただいておりますので、これまでも独自で15歳までとされていた医療費無償化を平成29年度から18歳までに拡充しておりますし、レンタルハウス整備事業や老朽化住宅除去事業などについては、ここ数年多くの希望者が事業を実施できるよう予算額を増額しております。来年度以降につきましても、予算査定を踏まえまして基金を充当する事業を検討していきます。以上です。

○ 池田 廣 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。松坂議員からは、ふるさと納税に関する質疑をいただいております。実務的な内容につきましては、先ほど課長のほうが答弁をさせていただいたとおりでありますが、全国の1700余りある、数多くある自治体の中から本村に多くのご寄附を寄せていただいていることは大変ありがたく、議会冒頭でも申し上げましたが、職員の大変ながんばりもある賜物だと思っております。これについては重ねて大変ありがたく、喜ばしいことだというふうに感じております。そして、寄附していただいた方々に感謝をするばかりであります。担当課長が申しあげましたコロナ過等の特殊事情の中で、本村の返礼品の品揃えが寄附者の方々のニーズに合致をした結果であるというふうに評価をしております。ただし、今後の寄附の動向を含めて申し上げますと、当然競合する返礼品の登場でありますとか、コロナ過によります経済活動の低下によります国民所得そして所得向上額の減少など、その年年の国民生活を取り巻く状況の変化で、大きく左右される要素があると思いますので、今は追い風でありますけれども、樂觀はできない状況でありますから、気を引き締めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、ふるさと応援基金の使途についての村長の思いというご指摘、質疑でありましたので、お答えいたします。基金条例にありますように、「寄附者の意思を尊重し、活力ある村づくり、幸せを感じる村づくりに資すること」、これが基金の設置目的でありますので、これまでと同様に寄附者の意思を尊重して、村の懸案事項や村の活性化事業に対し、めりはりの利いた充当を心掛けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長  
8番松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

使い道について、もうちょっとお尋ねします。私の思いでは、今まで村がやっているいろんな事業に充当するのも、それはもちろんいいと思うんですけど、もうちょっと村独自の目的を持った事業というか、国・県の補助金のないものに対しても、村独自の事業をつくって、それにも当てていくことができないかなという思いがあります。そういうことを独自でやっていくということについて村長はどう考えるのかお尋ねします。

○ 池田 廣 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員から再質疑をいただいております。使途についてのもう少し具体的に踏み込んだ考え方はどうかというようなことだったと思います。中長期的に考えてみれば、できるだけ今後何十年にもわたって、例えば、建てた施設が残ったり、その恩恵が受けられるような施策に充当することで、寄附者の意向にも沿えまじ、村民の方々にも長く喜んでいただけるものというには基本的には考えておりますけれども、必ずしも、こうした大型ハード整備のみに使途が限定制約されたものではありませんので、村の基幹産業であります産業への支援、そして住みやすい村づくりのための福祉施策、そして子育て支援など、これまで村独自で推進してきたソフトを含む施策についても、また今後の新たなソフト施策、そうしたものにつきましても慎重に検討を重ねながら、ご理解をいただけるように多面的に活用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長  
8番松坂充容君。

○ 松坂 充容 議員

結局、村長の答弁は、どういう事業にするかについては、執行部というか、で決めていくような発想の答弁だと思うんですけども、当村でどのような事業が求められているのか、どういう事業がいいのかってことは、職員の中にもアイデアもあると思うし、ひょっとしたら村民の中にもあるかもしれません。私の思いでは、議会にも聞いていただければ、議会の活性化の一助になるはずだという思いがあります。そういうことですので、ぜひもうちょっと幅広く意見を聞いたらどうかという思いですが、村長はどうでしょうか。

○ 池田 廣 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

松坂議員から再々質疑をいただきました。申し上げましたように、今後人口減少とか、今年のような世界的な感染症のまん延でありますとか、経済活動の影響などから自主財源もどんどん少なくなるという危惧がございます。そうした中、現在実施しております宅地造成や公営住宅の建て替え、そして近い将来必要となるであろう老朽化した教育施設の建て替えなどに要する財源にも活用する可能性を視野に入れますと、まず基金の充足そのものは今後も一層充実させていく努力を重ねていかなければならないというふうに考えます。それから、先ほどお答えいたしました各種大きなハード整備じゃなくても、ソフト整備、そうしたソフト事業、必ずしも今、国・県の補助政策が当たっていない部分、そうしたものにつきましても、いろんなアイデアを集め寄って、そして現状と照らし合わせて、そうしたものの実効は適宜検討して考えていくべきだろうと、これは考え方は同じであろうと思っております。そうしたことにつきましては、職員の皆さま、そして村民の皆さま、そして議会の皆さま、広くそうしたアイデアもいただいてまいりたいと思っておりますので、またいろいろと忌憚ないご意見を頂戴してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 池田 廣 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 81 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 81 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 8》

○ 池田 廣 議長

日程第 8、議案第 82 号令和 2 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 82 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 82 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 9》

○ 池田 廣 議長

日程第9、発議第5号少人数学級の推進を求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。5番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

少人数学級の推進を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症を受け、教室での社会的距離を確保し感染拡大を防ぐためにも、少人数学級の推進が焦眉の課題となっている。いわゆる「義務標準法」が規定する学級の標準は、現在、小学校1年生で35人以下、小学校2年生から中学校3年生で40人以下となっており、この規定を見直し、必要な教員定数を確保することが急務である。

この間、国の標準を下回る独自の少人数学級を実施する自治体は増え続けており、高知県でも、2020年度より小学校5年生を35人以下の学級編制とし、少人数学級となる学年を拡充したところである。少人数学級の全国的な広がりを見れば、今こそ国が責任を持ち、少人数学級を推進する措置を取ることが求められている。

少人数学級の推進に関しては、この間、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）が、現在の小・中学校の40人学級では新型コロナウイルスの感染予防ができないとして少人数学級の実現を求め、文部科学大臣に対して緊急提言を行っている。政府の教育再生実行会議の初等中等教育ワーキンググループにおいても、「少人数学級の検討を」との合意文書をまとめている。また、自民党の教育再生実行本部も、「30人学級の推進」を求める決議を出した。少人数学級を求める世論は、今や国民的な共通の要望となっている。

よって、国におかれては、国民の声に応え、国の責任において、少人数学級を推進することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、他関係各大臣です。

ちなみに、当村で人数を満たしているのは、現在の小学6年生のみとなっております。よろしく申し上げます。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、発議第5号は原案のとおり決定しました。

《日程第10》

○ 池田 廣 議長

日程第10、発議第6号妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。6番安芸友幸君。

○ 安芸友 幸 議員

読み上げまして提案理由とさせていただきます。

妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書。

2016年、妊婦から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援」の方針が決定され「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。

2018年12月8日には参議院本会議で「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が全会一致で成立し、全ての妊婦と子どもに、妊娠期から成人期まで切れ目ない医療・教育・福祉を提供する重要性が明記され、国や地方公共団体、関係機関には必要な施策を実施する責務があるとされました。

周産期医療の充実には、早期発見、早期治療が求められます。しかし、低出生体重児や早産、未受診のハイリスク出産が大きな課題となっている現実があります。切れ目ない医療が提供されるためには、全国全ての自治体で実施されている「乳幼児医療費助成制度」と同様の「妊産婦医療費助成制度」が求められます。

すでに13道県156市町村で行われているこの制度の創設は、「少子化先進県といえる高知県において、安心・安全な妊娠・出産の確立は絶対的に必要なものであり、妊産婦の健康保持に医療費助成の制度は極めて有力な制度となり得ます」と、高知県産婦人科医会の見解にあるとおりです。

成育基本法の趣旨の実現と少子化対策の充実のために、高知県においても「妊産婦医療費助成制度」が創設されるよう強く要望します。

記、1「妊産婦医療費助成制度」の創設を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月10日高知県芸西村議会議長池田廣。提出先は、高知県知事です。よろしくお願ひします。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

全員挙手です。

従って、発議第6号は原案のとおり決定しました。

## 《日程第11》

○ 池田 廣 議長

日程第11、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

## 《閉会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和2年第4回芸西村議会定例会を閉会します。

[9:30 閉会]